

第Ⅱ編 各論

計画の体系

基本理念

支え合い 共に生きる 助縁のまちづくり

人々がつながり，そのつながりを全体で共有し，みんなで築く幸せな地域社会

幸せな地域社会づくり

共に生きる場づくり

支え合いの場づくり

1. 地域間の交流促進のため，地域で集まる場づくり，イベントの推進

2. 地域組織・団体活動の推進

3. 地域の相談体制・情報提供の仕組みづくり

4. 援助を必要とする人の把握と支援

5. 福祉サービスの提供・連携枠組みづくり

6. 福祉ネットワークの構築

7. 地域福祉の担い手の育成

8. 誰もが自分らしく暮らせることを守る制度などの促進

第1章 地域間の交流促進のため，地域で集まる場づくり，イベントの推進

1. めざす姿（ビジョン）

市民が集まる場が確保され，笑顔で交流ができている。

市民や関係機関が連携して，交流の場の維持・発展を支えている。

市民や様々な団体が垣根を超えて交流し，相互理解が進んでいる。

地域で子どもを育てる意識が醸成され，様々な世代で積極的な交流ができています。

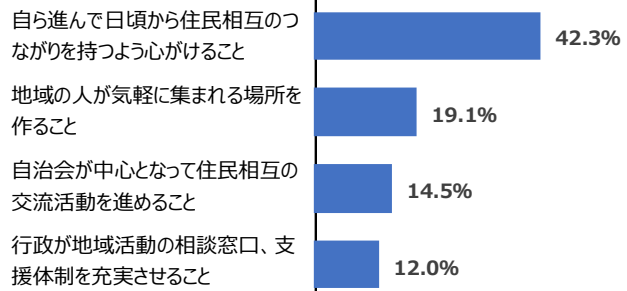
2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
市民が集い，一緒に学び楽しむ場の提供を通じ，地域コミュニティの発展を促進する。	市民の学びや生きがいづくりの場の増加 活動者や支援者の確保 より多くの市民が関心を持てるような仕掛けづくり 空き家を利用した交流の促進	大竹ふれあい健康・福祉まつりやコイ・こいフェスティバル・イン・おおたけ等のイベントの開催 公民館事業の推進 市民活動環境の整備 空き家の所有者と利用者のマッチング支援
スポーツや運動・食を通じた交流を促進し，市民の健康に対する意識の底上げをする。	指導者の育成 組織間の連携推進 それぞれの人に合った運動をする機会の確保 からだを動かし，楽しむことによる交流の促進	各種スポーツ大会，健康づくり大会や体育講座等のスポーツイベントの開催 通いの場等での運動の推進 健康教室等の普及啓発
地域で様々な経験をすることで，地域を愛する子どもを育てる。	地域の様々な人との交流，世代間交流の促進 関連組織の連携と協働	保育所等の地域交流活動 小中学校の地域交流活動 福祉教育活動

アンケート結果

地域にある生活上の課題の解決に向けて必要なこととして、「住民相互のつながりを持つように心がけること」が42.3%と最も高く、続いて、「地域の人々が気軽に集まれる場所を作ること」が19.1%となっており、地域の住民同士の交流や交流の場づくりが重要との認識が見られます。
(市民アンケートより)

地域で起きるさまざまな生活の課題について、住民同士が自主的に支え合ったり、助け合ったりするためには、何が必要だと思いますか。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
市民, 民生委員・児童委員, 自治会, ボランティア		市(保健医療課, 生涯学習課, 自治振興課ほか), 社会福祉協議会, 企業
市民, 自治会, 老人クラブ, ボランティア		地域介護課, 生涯学習課, 公民館
市民, 自治会, 老人クラブ, ボランティア		地域介護課, 都市計画課, 社会福祉協議会
市民, ボランティア		生涯学習課, 体育協会, 企業
市民, 自治会, 老人クラブ, サロン, ボランティア, 食生活改善推進協議会, 健康マイスター		地域介護課, 保健医療課
市民, 自治会, ボランティア		福祉課, 保育所等, 子育て支援センター, 社会福祉協議会
市民, 自治会, PTA, ボランティア		学校, 総務学事課, 社会福祉協議会
市民, 自治会, ボランティア		福祉課, 保育所等, 子育て支援センター, 社会福祉協議会

第2章 地域組織・団体活動の推進

1. めざす姿（ビジョン）

自治会，民生委員・児童委員を始め地域の組織が活発に活動している。	市民が相互に支え合い，誰もが暮らしやすい地域コミュニティを築いている。	地域活動組織と行政が協働し地域づくりを推進している。
----------------------------------	-------------------------------------	----------------------------

2. 取組の方向性

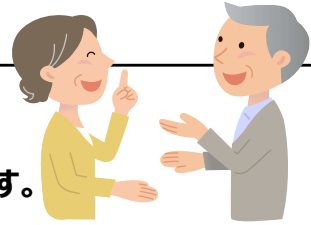
主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
地域福祉の担い手が活動しやすい環境を整備する。	民生委員・児童委員との連携・協力体制の構築 地域サロン等の交流活動の活性化	民生委員・児童委員活動の支援 民生委員・児童委員と福祉委員との連携強化 サロン等の市民活動支援 地域リハビリテーション活動支援事業
暮らしやすい地域をつくるために住民が行うコミュニティづくりを支援する。	自治会の主体的活動支援 地域の組織・団体相互の協働，連携を推進する支援	自治会活動や市民活動の後方支援 社会福祉協議会との協働による地域組織の活動支援

用語解説

民生委員・児童委員

地域福祉をサポートする身近な相談相手です。

民生委員・児童委員は、市民の立場に立った相談支援活動を行う地域の福祉の担い手として、生活で困っていることや心配ごとに関する様々な相談や支援を行っています。また、支援を必要とする市民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
自治会，民生委員・児童委員，福祉委員		地域介護課，社会福祉協議会
市民，自治会，サロン，ボランティア		地域介護課，自治振興課，社会福祉協議会
市民，自治会		自治振興課，地域介護課
市民，民生委員・児童委員，自治会		地域介護課，社会福祉協議会

第3章 地域の相談体制・情報提供の仕組みづくり

1. めざす姿（ビジョン）

近くに様々なことを相談できる場所があり，必要であれば専門機関につないでもらえる。

市民に困りごとや悩みがあった時，身近に相談できる人がいる。

地域での生活に関わる情報が，必要な人に正確に伝わり，活用されている。

2. 取組の方向性

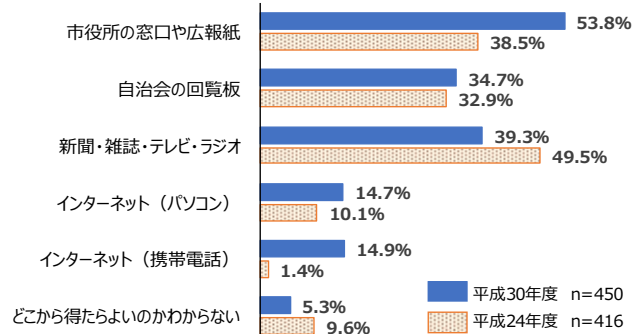
主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
各専門機関の相談体制の機能を強化する。	福祉，健康，教育など，個々の専門分野の相談体制強化と充実	福祉の困りごとや健康に関する悩みごとを相談できる窓口の充実と連携強化
		子育て中の親が困りごとを相談できる場の確保
		消費生活センターと福祉分野の窓口の連携強化
地域での相談体制を強化する。	市民が相互に支え合える地域づくりの支援	民生委員・児童委員による相談事業
		生活支援体制整備事業
様々な媒体を活用した情報提供の仕組みを充実させる。	広報紙やホームページなどの情報発信媒体の活用	広報紙の発行 ホームページの充実 SNS を利用した情報提供

アンケート結果

保健・福祉に関する情報の入手先として、前回調査との比較で、市役所の窓口や広報紙の割合が高くなっており、市役所の窓口機能の向上が見られます。また、従来のマスコミからの情報入手が減少する中で、インターネット（特に携帯電話）からの情報入手が増加しており、この傾向は今後もさらに高まると考えられます。

（市民アンケートより）

あなたは、保健・福祉に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場

共に生きる場

幸せな地域社会

民生委員・児童委員，自治会，ボランティア

地域介護課，保健医療課，社会福祉協議会，地域包括支援センター，介護保険サービス事業者，障害福祉サービス事業者，多職種連携協議会

民生委員・児童委員，自治会，ボランティア

福祉課，学校，総務学事課，こども相談室，保育所等，子育て支援センター，NPO，多職種連携協議会

民生委員・児童委員

消費生活センター（産業振興課），地域介護課，地域包括支援センター，多職種連携協議会

民生委員・児童委員，福祉委員

地域介護課，社会福祉協議会

市民，自治会，ボランティア

地域介護課，社会福祉協議会

市（企画財政課ほか）

第4章 援助を必要とする人の把握と支援

1. めざす姿（ビジョン）

地域と行政、関係機関が連携し、8050問題*など既存の福祉サービスの狭間にある課題を持つ人の把握ができています。	市民が認知症のことを正しく理解し、偏見がなくなることで、早期発見・早期受診につながり、地域と専門機関が協力して支援している。	生活困窮の状態になっても、適切な支援を受けることで自立した生活を送ることができる。	地域全体で子どもを見守り、異変があればすぐに専門機関に相談できる。
----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	-----------------------------------

* 8050問題とは、ひきこもりの長期化や高齢化からくる問題で、80歳前後の親がひきこもりの50歳前後の子を養っている状態をいいます。経済的な生活困窮や医療・介護などの問題につながるおそれが指摘されています。

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
認知症など支援が必要な人を地域と関係機関が協力して支援できる体制を構築する。	認知症についての正しい知識の周知・啓発 援助が必要な人を早期に発見できる地域づくりの推進 関係機関のアプローチによる援助が必要な人への支援	認知症等の知識の啓発活動 認知症サポーター養成事業 地域で認知症の人の見守り活動 避難行動要支援者支援制度の推進 災害ボランティアセンターとの連携 保健師等の訪問による支援 ゴミ出し等生活の困りごとへの支援
生活困窮世帯が抱える課題を関係機関で連携して支援する。	生活困窮者の社会参加促進 生活困窮者への包括的な支援体制の整備	生活困窮者自立相談支援事業
市民が虐待から守られ、安心して暮らせる地域づくりを推進する。	虐待を受けている人への支援体制の強化 健康・生活で支援の必要がある子どもの把握	虐待等防止ネットワークの強化 虐待から逃れることができる場所の整備 育児不安のある家庭への支援強化 関係者間での情報共有の円滑化による早期支援



認知症の現状

認知症施策推進大綱によると、平成 24 (2012) 年で認知症の人の数は約 462 万人、軽度認知障害 (MCI) の人の数は約 400 万人と推計され、合わせると 65 歳以上高齢者の約 4 人に 1 人が認知症の人又はその予備軍とも言われています。このように、認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、周りの人のサポートが必要です。そのために認知症についての正しい理解を広め、地域全体で認知症の人を支える体制づくりが必要となっています。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
市民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、認知症サポーター		警察、地域介護課、医療機関等、企業、地域包括支援センター
市民、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、ボランティア		危機管理課、福祉課、地域介護課、消防・消防団、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者
市民、自治会、ボランティア		保健医療課、地域介護課、社会福祉協議会、地域包括支援センター
市民、自治会、ボランティア		保健医療課、地域介護課、福祉課、環境整備課、社会福祉協議会、地域包括支援センター
市民、民生委員・児童委員		福祉課、学校、総務学事課、保育所、社会福祉協議会（よりそいサポートセンター）、職業安定所（ハローワーク）
市民、民生委員・児童委員		警察、地域介護課、福祉課、学校、総務学事課、保育所、医療機関等、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者
市民、民生委員・児童委員		福祉課、保健医療課、子育て支援センター

第5章 福祉サービスの提供・連携枠組みづくり

1. めざす姿（ビジョン）

介護，介護予防，障害者支援，子育て，防災，安全などのサービスが充実し，誰もが安心して暮らしている。	地域に関わりのある組織や団体が連携し，支援を必要としている人に，重層的なサービスが提供されている。	複雑なニーズを持ち，援助を必要とする住民に対し，地域と行政，関係機関が連携して，必要な支援をしている。	福祉サービスの提供について関係する組織・団体で状況を共有する仕組みがあり，地域でコーディネートする人を支えている。
---------------------------------------------------	---------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
各福祉サービスなどの連携により，支援の質が向上する。	医療，介護，保健の連携による住み慣れた地域での生活の継続を推進 介護予防と保健事業の連携による切れ目のない健康づくりの推進 介護サービスと防災の連携で地域の安心の確保 コミュニティ活動と防災・防犯対策の連携で地域活動の活性化を推進	医療サービスと介護サービスの連携 医療と保健の連携による重症化予防 保健事業と介護予防事業の活動連携 サロン等の地域づくり活動等と保健事業の連携 コミュニティ活動と防災・防犯対策の連携
福祉の複合課題を持つ人への連携した支援体制を構築する。	それぞれの分野で，住民からの相談を一元的に受ける体制の構築	組織横断的な連携体制の構築 手話等のコミュニケーション手段の確保



多職種連携協議会の活動

大竹市又は近郊に勤務等している医師や
 歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、ケアマ
 ネジャー、社会福祉士などの専門職により構
 成された任意団体です。

協議会では、研修会の開催などにより会員
 相互の専門性向上に向けた活動を続けてい
 ます。

主な活動内容

- ①関係多職種が資質の向上を図るため
の研修会
- ②関係多職種のネットワークの構築
(大竹おたすけ手帳の作成等)
- ③地域住民を対象とした福祉の推進及
び健康増進に関する活動(「巡回よろ
ず相談所」等)

活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
市民、自治会、サロン		保健医療課、地域介護課、医療機関等、介護サ ービス事業者、地域包括支援センター、多職種 連携協議会
市民、自治会、サロン		地域介護課、保健医療課、社会福祉協議会
市民、自治会、サロン		福祉課、自治振興課、危機管理課、地域包括支 援センター
市民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア		福祉課、地域介護課、保健医療課、学校、総務 学事課、社会福祉協議会
市民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア		福祉課、地域介護課、学校、社会福祉協議会

第6章 福祉ネットワークの構築

1. めざす姿（ビジョン）

地域の人々が積極的に交流し、困った時に助け合えるようなつきあいが増加している。

市民が地域で支援が必要な人を把握し、緩やかな見守りを行っている。

住民が「受け手」と「支え手」の関係を超えて助け合いながら暮らしている。

すべての市民が社会参加の機会を持ち、それぞれの立場で社会に貢献できている。

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
市民の交流機会を創出し、支え合える地域づくりを推進する。	地域のあいさつ運動推進 地域の自治会等の連携強化 地域の見守りの強化 サロン、通いの場等の支援 地域の人材のマッチング支援	大竹市地域自立生活支援事業 大竹市地域自立支援協議会 生活支援体制整備事業 地域力強化推進事業 サロン活動と見守り活動の連携
地域の防災力向上の支援をする。	平常時からの防災意識の醸成 自主防災組織活動の活性化	防災に関する情報の周知・啓発 要援護者等の情報把握 防災訓練等の活動推進
福祉サービス提供による地域での孤立を防止する。	福祉サービス事業所と地域の組織の連携促進	福祉サービス事業所への地域資源の周知
市民が自由に行動し、社会参加できるような環境の整備を推進する。	高齢者や障害者の社会的障壁の除去	公共施設等におけるバリアフリー化の推進 離島介護サービス提供支援事業 移動支援の充実

アンケート結果

市民の間では、災害時の避難場所を知っている人の割合は 84.5%と高いものの、地域に自主防災組織があるかどうかわからない人の割合も 64.6%と高くなっています。また、災害などの緊急時に、避難場所への誘導などの手助けがいると回答された人の割合が 21.2%あり、地域の自主防災組織の整備や周知が求められます。
(市民アンケートより)

あなたは防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、どのようにお考えですか。

凡例	はい	いいえ	わからない
①災害時の避難場所について知っていますか	84.5%		15.5%
②日ごろから地域の防災訓練に参加していますか	11.5%	88.5%	
③地域の自主防災組織（自治会などを母体に、地域の住民が防災活動をする組織）が必要だと思いますか	61.6%	7.0%	31.4%
④地域の自主防災組織がありますか	19.5%	15.9%	64.6%
⑤災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか	21.2%	65.6%	13.2%

注：無回答を除いた割合で集計

活動の推進に関わる主体

支え合いの場

共に生きる場

幸せな地域社会

市民、民生委員・児童委員、自治会、サロン

福祉課、地域介護課、社会福祉協議会

市民、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、防災リーダー

危機管理課、消防・消防団、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者

市民、自治会、民生委員・児童委員

福祉課、地域介護課、保健医療課、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者

福祉課、地域介護課、都市計画課、土木課

市民、自治会、ボランティア

地域介護課、自治振興課、社会福祉協議会、企業

第7章 地域福祉の担い手の育成

1. めざす姿（ビジョン）

市民が地域の自治会等の活動を通じて、生きがいを持ち、住み慣れた地域での活動が活発になっている。

地域福祉の分野でボランティアが立ち上がり、それぞれが協力し合って盛んに活動している。

子どもたちが生まれ育った地域で、福祉に関心を持ち、地域の活動に意欲を持って参加している。

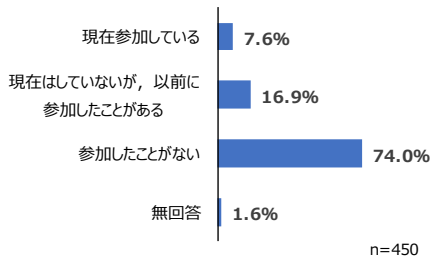
2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
団塊の世代の地域活動への参画を推進する。	地域の人材発掘の推進 分野別のリーダー養成の推進	らんらんサポーター事業 健康づくり事業・健康マイスター育成 地域防災リーダー育成事業 地域福祉担い手育成事業
ボランティア活動を行いやすい環境を整備する。	ボランティア活動の周知 ボランティア団体の活動・育成の推進 既存のサロン等の継続・発展	ボランティア団体の活動支援 ボランティアに関する研修会の開催 サロン等の後継者育成のための研修会の開催
福祉教育を充実させ、福祉に関心を持つ人を増やす。	若年層への福祉教育の推進 将来を担う人材づくりの推進	学校における福祉教育の推進 若年層が福祉に関わる機会の提供

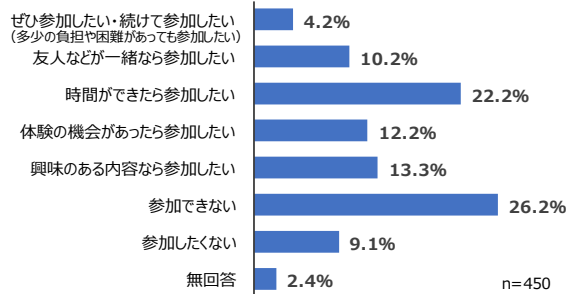
アンケート結果

ボランティアに現在参加している人の割合は7.6%ですが、今後、条件や環境が合えば、ボランティアをしたい人は少なくありません。
(市民アンケートより)

あなたは今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがありますか。



あなたは今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場

共に生きる場

幸せな地域社会

市民、自治会、自主防災組織、ボランティア

生涯学習課、地域介護課、保健医療課、危機管理課

市民、ボランティア

地域介護課、社会福祉協議会

市民、民生委員・児童委員、自治会

地域介護課、自治振興課、社会福祉協議会

市民、PTA

学校、総務学事課、社会福祉協議会

市民、自治会、ボランティア

生涯学習課、社会福祉協議会

第8章 誰もが自分らしく暮らせることを守る 制度などの促進

1. 個人の尊厳が保たれ支え合える地域社会をめざして (大竹市成年後見制度利用促進基本計画)

(1) 目的

誰もが自分の意志を尊重され、尊厳を持って安心した生活を送ることができ、人と人が互いに支え合う地域社会をつくります。

(2) 目標

成年後見制度などにより、個人の尊厳の保持と安心した生活を支える仕組みをつくり、誰もがどのような状況にあっても、その仕組みを利用することのできる体制を整えます。併せて、この仕組みを広く知ってもらい、また、関心を持ってもらうことによって、いま身近にその利用を必要としていない人も「我が事」として考えるきっかけをつくります。そして、人と人が育み合い、互いに助け合い、支える人が孤立しない地域づくりをめざします。

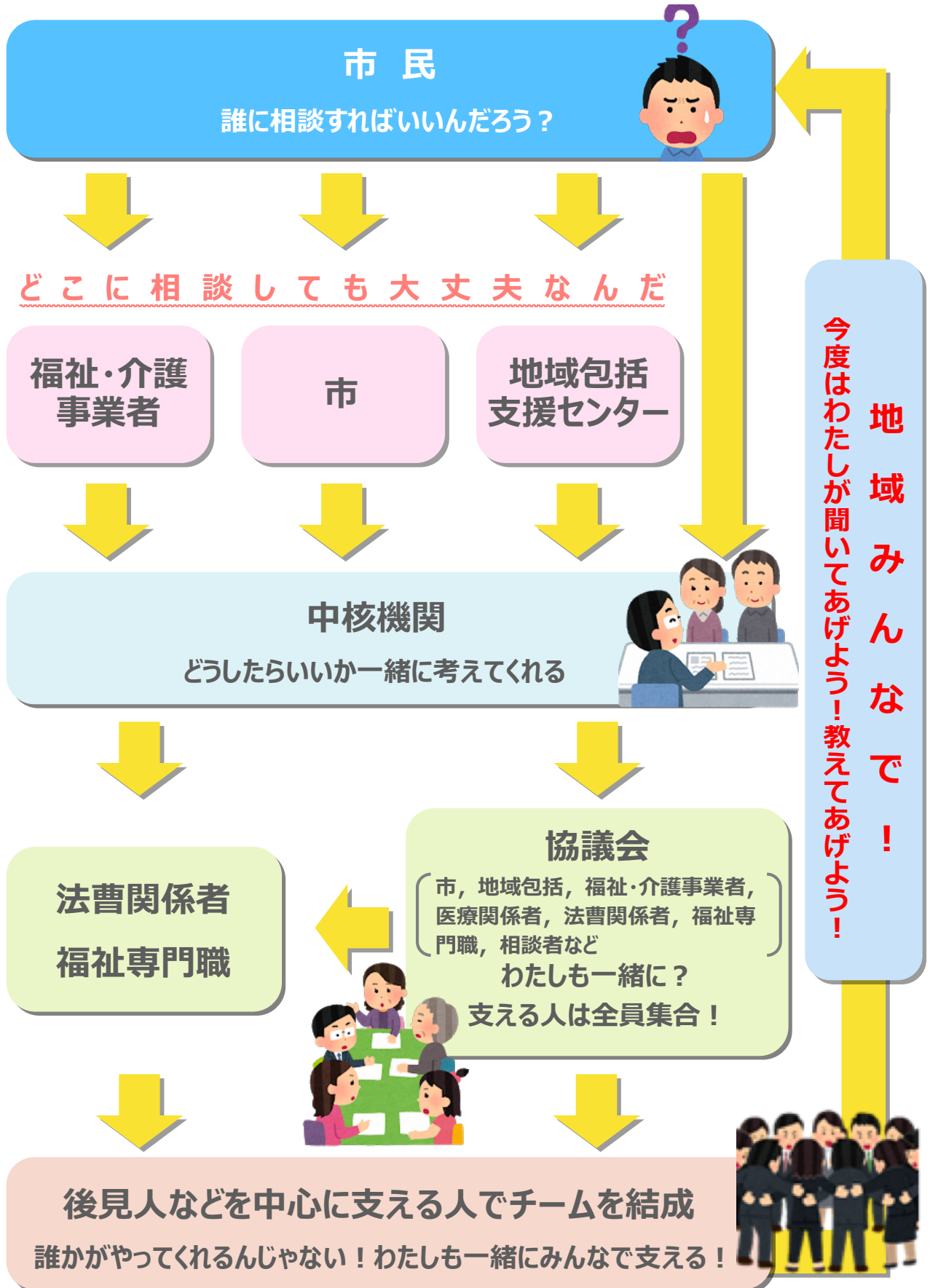
(3) 施策の方針

既存の資源を活用して、本市に合った体制をつくります。

具体的な方針は、行動計画の中で示します。行動計画策定には、介護・福祉サービスを提供する事業者、医療関係者、家庭裁判所、法曹関係者などが参加します。

中核機関整備の方針	<ul style="list-style-type: none">中核機関は、相談者や支援を必要とする人と支える人を結ぶための核となる機関にします。相談者から直接、あるいは事業者などを通して相談を受け、相談者や支援を必要とする人と支える人をつなぐ役割を果たします。
中核機関の段階的・計画的な整備	<ul style="list-style-type: none">中核機関は、支援が必要な人と支える人相互のつながりを拡大・充実させる支える力の強化を図りながら、制度や支える仕組みを広く知ってもらい「我が事」として考えてもらえるよう働きかけます。支援体制や中核機関の運用を見直しながら改善し、より機能的な機関の整備を行います。支える人が孤立しないように、後見人などへの支援についても整備を進めます。
協議会の整備、具体化の方針	<ul style="list-style-type: none">協議会は、相談者や支援を必要とする人とともに、支援を必要とする人に支える人がどのような支援をするかを考える場にします。協議会を通じて、関わる人たちの継続的なつながりをつくります。協議会は、必要に応じていつでも開催できるものにします。

支え合う “わたし”と“みんな” (イメージ)



2. 再犯防止の取組について（大竹市再犯防止推進計画）

（1）はじめに

犯罪や非行をした人が、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活をしていくことで、犯罪の未然防止につながり、安全で安心して暮らせるまちの実現へとつながります。

そのためには、多様化が進む社会において犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、市、刑事司法関係機関、支援関係機関、民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら多方面における取組を進めていく必要があります。

（2）現状と課題

- わが国における刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、再犯者の占める割合（再犯者率）は約 50%で横ばいとなっています。
- 矯正施設等を出所した人に限定した数値では、出所後2年以内に再度入所した人の数も減少しつつあるものの、近年における割合は 17%前後で推移しており、さらなる改善に向けた取組が求められています。
- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した人の割合は徐々に増えつつあり5割に迫っています。これは、矯正施設、保護観察所及びハローワーク等における相互に連携した取組に加え、協力雇用主会や就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の就労支援員の協力もあり、犯罪や非行をした人の事業所における雇用が進みつつあることがうかがえます。

こうした状況の中、本市においては、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体である更生保護女性会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

また、平成 30（2018）年9月には、地域における更生保護活動の拠点となる大竹地区更生保護サポートセンターが大竹市総合福祉センター（サントピア大竹）に隣接して開設されました。これにより、保護司と保護観察対象者との面接場所が確保され、充実した更生保護活動が図れるほか、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携のさらなる促進が期待されています。

さらに、就労面では犯罪歴等により定職に就くことが難しいとされる犯罪や非行をした人を雇用し、地域での自立した生活や社会復帰に向けた指導等を行う民間の事業主である協力雇用主会が活動しています。

本市では、これらの再犯防止に取り組んでいる関係団体と警察その他の関係機関との円滑な連携が図られており、この協力体制を維持していくことが求められています。

《再犯防止に取り組んでいる関係団体別の活動状況等（令和元（2019）年12月1日現在）》

団体等の名称	活動状況等
保護司会	<p>保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援に当たるほか、矯正施設等から社会復帰した人が円滑に社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行っています。</p> <p>本市では21名の保護司が活動しています。（定数21名に対する充足率は100%となっています。）</p>
更生保護女性会	<p>地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することで、安心・安全に暮らせる地域づくりを目的としたボランティア団体です。</p> <p>本市では136名が参加しています。</p>
協力雇用主会	<p>犯罪・非行の前歴等があるために就労が困難である犯罪や非行をした人を、その事情を理解したうえで雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方です。</p> <p>本市では、建設業、サービス業、製造業を中心に20の事業者が登録を行っています。</p> <p>また、就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の就労支援員が、犯罪や非行をした人と協力雇用主会との橋渡し役となり、就労の確保に努めています。</p>

（3）施策の方向性

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、一方で、犯罪や非行をした人を社会から排除し孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができる社会にすることも必要です。そのためには、犯罪や非行をした人の更生についての市民の理解を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至るケースがありますが、その大きな要因として、帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことが挙げられます。このことは、矯正施設等に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことや、仕事に就いていない人の再犯率が仕事に就いている人の再犯率の約3倍となっていることに表れています。

このことから犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として次のような施策の方向性を定めます。

1. 犯罪や非行をした人の住居を確保し、安定した仕事に就くための支援を行います。
2. 犯罪や非行をした人に対して、必要に応じて福祉サービスの提供や生活困窮者自立支援制度による支援などを行います。
3. 社会を明るくする運動などを通じた市民への広報、啓発などの充実を図ります。
4. 支援を行う公的機関との連携、協力体制を構築するとともに、民間の活動団体や協力雇用主会などへの支援を行います。

(4) 今後の取組

項目	取組内容
就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none"> • 支援関係機関やハローワーク等と連携しながら就労の確保に向けた取組を行います。特に、市民に協力雇用主制度について周知を図るための広報に努めるほか、矯正就労支援情報センター（コレワーク）や特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構及び更生保護就労支援事業所の周知を図るなどして、協力雇用主の広がりへの協力を行います。 • 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援について、大竹市社会福祉協議会が設置しているよりそいサポートセンターに委託しています。よりそいサポートセンターでは、地域包括支援センターなど他の相談支援機関と密接に連携が図れる体制を整えており、相談者の置かれた状況等を勘案したうえで、広く就労などに関する相談に応じます。 • 住居の確保については、広島県居住支援協議会を構成する一員として、同協議会が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に向けた取組として行っている家賃債務保証制度を紹介するなどの取組を行います。 • 犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、市営住宅への入居について配慮します。 • 県内における更生保護施設の整備、改築等に関する財政的支援のほか、市としても高齢者や障害者が入居等できる施設の整備を進めていきます。
福祉サービス等の利用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行をした人が矯正施設等に在所しているうちから受入体制の協議などを行うため、検察庁、矯正施設、保護観察所、広島県地域生活定着支援センター等との一層の連携を推進します。 • 高齢者、障害者、生活困窮者等を支援するための窓口を周知するとともに、地域共生社会の実現に向け、窓口の一本化を図るための検討を行います。 • 高齢者や障害者などの福祉サービスの充実を図るほか、各分野における計画を策定する際に、再犯防止の観点を踏まえた取組を盛り込むよう努めます。 • 犯罪や非行をした人の家族で、福祉に関する支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口のほか、地域包括支援センター、よりそいサポートセンター等で相談に応じ、大竹市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携しながら適切に対応します。

項目	取組内容
学校教育・青少年育成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育においては、道徳科でも法を守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行為をしようとする内面の力を育てる教育を行っていきます。 • 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。 • 児童生徒が、違法行為又は違法の疑いのある行為を行った場合、学校は警察と連携を図り、学校としての指導を行っていきます。 • 矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。 • 青少年育成に関しては、子ども・若者育成支援強調月間（11月）に合わせ、青少年の健全育成に向けた行事等を行い啓発に努めます。
犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪や非行をした人の経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を考慮する必要があるため、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関し、情報連携を行い役割を分担しながら取り組みます。 • 社会復帰をめざしているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、よりよいサポートセンターの相談員が相談に応じたり、生活資金が不足したりする場合は、大竹市社会福祉協議会が行っている貸付制度などを紹介します。 • DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、広島県子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。
民間協力者の活動の促進等及び広報・啓発活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”のほか、再犯防止啓発月間（7月）に合わせて実施される取組に積極的に参加します。 • 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。 • 広報・啓発活動については、広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）を含む各種相談機関の広報に努めるとともに、人権に関する啓発のほか、認知症サポーターやあいサポーターの養成など、認知症や障害への理解を深めるための事業を行います。 • 薬物乱用防止に加え、不正大麻、けし撲滅を目的に「大麻」・「植えてはいけないけし」の除却を進めるための広報を行います。
国・民間団体等との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事司法関係機関などが主催する研修会等に積極的に参加することで、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。 • 大竹市防犯連合会など、犯罪を防止する活動を行う団体への支援を行います。